

○町田義昭議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆産業・建設常任委員長登壇)

○安部 隆産業・建設常任委員長 平成23年第2回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案9件、請願1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求めて開催しております。

それでは、議案第13号 飯豊町道路線の認定に伴う承諾について申し上げます。

本案は、飯豊町が行う町道路線の認定について承諾するために提案されたものでございます。

審査に当たり、建設課長からは、現在飯豊町農道二本松歌丸線として管理している上白川橋の町道路線の認定について、市町の境を越える長井市の区域に係ることから、道路法第8条第3項の規定により長井市長の承諾を要するため、同法第4項の規定により提案するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、飯豊町の道路を認定するという特異な例だが、過去にも同様の事例があるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、知る範囲ではほかにないと記憶している。今回提案された農道は、従来山形県の農道整備において整備されたものであり、飯豊町と長井市に係る農道になっている。橋りょうについては、大方飯豊町にかかるということで協定を結び、飯豊町の管理で除雪等を行ってきた。このような関係から引き続き飯豊町で町道として管理するため今回の承諾の申請があったものであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、町道ということになれば

破損等があった場合、飯豊町が補修を行うということになるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、飯豊町の町道として認定することになるので、管理はすべて飯豊町が行うこととなるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について申し上げます。

本案は、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、委託に関する協定の一部を変更する協定を締結するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、建設工事については下水道事業団発注とのことだが、入札方法と何社が入札したのか聞きたいとの質疑がなされ、上下水道課長からは、一般競争入札による水処理設備工事には6社、電気設備工事には1社が参加し、それぞれ1社が落札したとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、電気設備工事の入札参加1社ということだが、競争原理が働かず適当であるとは言えない。何か理由があるのか。また、今後の改善策はあるのかとの質疑がなされ、上下水道課長からは、電気設備については一般改築の場合、システムの関係上、同じ業者でないと行えない場合がある。今後は競争原理の働く形で行えるよう下水道事業団に申し入れをしていきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 長井市景観条例の設定について申し上げます。

本案は、個性ある魅力あるまちづくりに資することを目的とし、景観法の規定に基づく良好な景観の形成を図るため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、第3章で長井市景観審議会が定められているが、どのようなメンバーで構成されるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、現在設置している景観計画策定委員会の委員を中心に選任する予定であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 長井市農道及び林道管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市道路占用料徴収条例の一部改正に準じ農道及び林道占用料を改定するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、占用物件の電柱、電話柱に第1種から第3種までであるが、どういうものを指しているのかとの質疑がなされ、農林課長からは、第1種電柱とは3条以下の電線を支持するもの、第2種電柱とは4条または5条の電線を支持するもの、第3種電柱とは6条以上の電線を支持するものであり、条とは線ということで考えていただきたい。電話柱も同様であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、占用料の改定によりどの程度の減収になるのかとの質疑がなされ、農林課長からは、平成22年度予算は農道占用料が8万6,000円、林道占用料が1万2,000円であった。この内容で改定されると農道占用料が5万2,700円、林道占用料が7,720円となるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 長井市企業立地基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、進出企業に限らず市内に立地している企業等の設備投資及び雇用促進に対する補助金として処分できるよう提案されたものであり

ます。

審査に当たり、商工観光課長からは、これまでの誘致企業あるいは進出企業に限らず市内に既に立地している企業等も含め新たに企業の立地促進、設備投資、新規創業及び雇用に対して総合的に支援を行う補助金として基金を処分できるよう提案するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、雇用促進に対する補助金とあるが、どういうことを想定しているのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、地元の方を新規に常用雇用した場合、1人につき10万円の補助を考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、一般質問の中で市内の小売業が移転したい旨の話があるとあったが、このような場合は該当するのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、現在は製造業、情報サービス業、製造小売業等の業種を想定しており、全くの小売業は対象として考えにくい状況であるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、本市の経済、特に雇用は依然厳しい状況である中で、この条例改正が活力ある本市の企業支援の一翼になると考え、本案に賛成であるとの意見が出たところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 長井市勤労センター設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、独立行政法人雇用・能力開発機構の財産処分による長井地域職業訓練センター等の本市への譲渡に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に当たり、商工観光課長からは、平成23年度においては現在の運営管理体制を継続し、市民の利便性の確保並びに効率的な事務処理体

+

制を継続していく考えであるとの説明を受けたところでもあります。

質疑に入り、委員からは、条例改正で市民にどのような影響があるのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、今までと同じ枠組みで受け付け、施設の維持管理を行う体制を継続するため今までと同じ形で利用していただけたとの答弁を受け、文化生涯学習課長からは、市民の方にとって今までと同じ取り扱いであるが、中央地区公民館職員にとっては中央地区公民館の施設が明確になることからスムーズな受け付けが行えるようになるかと考えるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、複合施設である勤労センターについては使用料や条例、規則、所管などが整理されていない状況にある。市民にわかりやすいような方向で検討していく考えはあるのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、平成24年度からの具体的なあり方に関して条例等の体制、枠組みについて23年度中に改めて整理をしていきたいと考えるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、中央地区公民館運営協議会にはご迷惑をかけた経過があったが、どう対応しているのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、今回の提案について説明させていただき、24年度から体制については改めて真剣に検討していきたい旨の発言をいただいたとの答弁を受けたところでもあります。

討論に入り、委員からは、市民にとって使いやすくなり、現体制そのものが大きく変わるわけでもないとの説明があり、譲渡を受けてしっかりした条例の整備が必要であることから、法案に賛成であるとの意見が出されたところでもあります。

また、委員からは、この建物については4つの施設の総合体ということになっており、その業務、管理運営は今後も整理を要するものと考え

える。また、指定管理者を目指す上で中央地区公民館運営協議会において中央公民館的業務を可能とする体制など23年度中に改めて検討するとされていることから、今後十分に検討されることを要望して、本案に賛成であるとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 長井市長井駅前いこいの広場条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井駅西広場の整備に伴い、長井駅広場の設置及び管理に関し所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 長井市畜産経営環境保全集落群育成事業分担金条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

本案は、本市における畜産経営環境保全集落群育成事業が終了し、分担金の徴収も行われていないことから本条例を廃止するため提案されたものであります。

審査に当たり、農林課長からは、昭和50年代畜産における環境問題に厳しい目が向けられるようになった中で、水質汚濁防止法の施行に合わせて畜産環境の整備を目的に設けられた事業であったが、事業は30年前に実施されたものであり、今後も実施される見込みがないため廃止するものであるとの説明を受けたところでもあります。

質疑に入り、委員からは、畜産関係のし尿処理がかなり古くなっているようだが、今後の状況はどうなっているのかとの質疑がなされ、農林課長からは、今すぐ更新してほしいという要望がまだ出てないようだが、状況を確認してみたいとの答弁を受けたところでもあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 長井市牧野管理条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

本案は、本市の牧野団地について現在利用がされておらず、今後も利用の見込みがないことから本条例を廃止するため提案されたものであります。

審査に当たり、農林課長からは、昭和30年代に市内の酪農家が牧野組合を結成して牧野の管理を行うようになったために設けられたものだが、その後、後継者不足による酪農家の減少、流通飼料の使用料増加等により組合も自然消滅し、牧野も畑等に転換されている。条例制定から50年余り経過し、今後も牧野の設置は行われないと考えていることから廃止するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、どこに牧野は設定されたのか、また現在どうなっているのかとの質疑がなされ、農林課長からは、昭和37年、38年に市内5カ所の牧野が設定された。現状については確認できなかったが、畑や原野になっているようであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 2011年度山形県「住宅リフォーム助成制度」に関し、使い勝手の良い制度を求める意見書の提出を求める請願について申し上げます。

本請願は、県の住宅リフォーム助成制度を良くする連絡会、代表事務局団体、山形県商工団体連合会会長、遠藤 強氏から提出されたものであります。

その趣旨とするところは、現在の深刻な景気・雇用の状況下のもと県は、独自の景気・雇用対策の充実強化の一環として住宅リフォーム工事の需要を喚起し、経済の活性化を図ることを目的に住宅リフォーム費用に対する助成制度

が実施される予定になっています。この助成制度は、耐震化、省エネ化、バリアフリー化、県産木材使用のうちいずれか一つ以上を含んだ工事費が対象となっているが、この要件では景気・雇用対策として不十分である。先行して住宅リフォーム助成制度を実施している地方自治体では、屋根の塗装・補修、外壁の補修、水回りの改修などの需要が高くなっている。需要の高い工事を助成の対象としてこそ景気・雇用対策となるものであることから、使い勝手のよい制度となるよう山形県に対して意見書を提出していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、請願の中身がすべてこの制度に含まれていないのではないかとの質疑がなされ、建設課長からは、部分補強、省エネ化、バリアフリー化、県産木材使用の4工種のうちいずれかの工事が含まれることで一般的なリフォームがすべて補助対象となる制度であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この請願は、適用要件に耐久性の向上、長寿命化、生活環境の向上を加えることということと、もしくは適用要件を設けないということと意見書の提出を求めているが、これは相反する内容であると思われるが、どちらを主体に言われているのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、この請願の趣旨には中小・零細企業もこういった事業に参入しやすい条件をつくってほしいというのが根本にあるのだと思われる。根本の4要件にその他の要件を加えれば適用要件を設けないということとほぼイコールになるのではないかと考えるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、経済効果や景気・雇用などの状況を考えると当然この請願を受けていかなければならないと考えるため、本請願に賛成であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、特に現在の建設業者は大

+

変厳しい状況にあり、本請願が妥当であると考ええる。また、本市の住宅の新築・増改築の補助事業が新年度予算化されており、この事業との相乗効果が大いに期待されるため本請願に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げ、以上で産業・建設常任委員会に付託になりました議案審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第13、議案第13号 飯豊町道路線の認定に伴う承諾についてから、日程第22、請願第1号 2011年度山形県「住宅リフォーム助成制度」に関し、使い勝手の良い制度を求める意見書の提出を求める請願までの10件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第13、議案第13号 飯豊町道路線の認定に伴う承諾についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第14号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第17号 長井市景観条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第27号 長井市農道及び林道管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第17、議案第28号 長井市企業立地基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第18、議案第29号 長井市勤労センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報

告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。

よって、議案第29号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第19、議案第30号 長井市長井駅前いこいの広場条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第20、議案第31号 長井市畜産経営環境保全集落群育成事業分担金条例を廃止する条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。

よって、議案第31号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第21、議案第32号 長井市牧野管理条例を廃止する条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。

よって、議案第32号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第22、請願第1号 2011年度山形

県「住宅リフォーム助成制度」に関し、使い勝手の良い制度を求める意見書の提出を求める請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔予算特別委員長登壇)

○渋谷佐輔予算特別委員長 平成23年第2回市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第2号 平成23年度長井市一般会計予算を始め特別会計予算8件、水道事業会計予算1件の平成23年度予算議案10件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、17日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計予算の概要について担当課長より説明を受けた後、2名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありましたので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告を申し上げます。

議案第2号 平成23年度長井市一般会計予算、議案第3号 平成23年度長井市国民健康保険特